

2月

チカップ美恵子さんとアイヌ民族運動

金沢 恵理

2010年2月5日、アイヌ文様刺繍家のチカップ美恵子（本名、伊賀美恵子）さんが急性骨髄性白血病の為に亡くなった。61歳であった。16歳からアイヌ文様刺繍を始めたチカップさんは、刺繍家として有名である一方で、アイヌ民族の文化・人権運動や環境保護などを訴え続けた人物としても知られている。

アイヌ肖像権訴訟

チカップ美恵子さんがその名を大きく世に知られることになった「アイヌ肖像権訴訟」は、1969年（昭和44）に「北海道百年」を記念して第一法規出版（株）から発刊されたアイヌ文化保存対策協議会編『アイヌ民族誌』という本に、自分の写真が無断で掲載されたことをチカップさんが知り、この本の出版社や、編集責任者であった更科源蔵氏らを1985（昭和60）年に訴えた裁判である。肖像権以外にも、アイヌ民族が「滅びゆく民族」であるという前提でこの本が書かれていることや、アイヌ民族を標本のように扱っているという点も、チカップさんら原告側の訴える点であった。

上記訴訟問題の一連の内容は、『アイヌ肖像権裁判・全記録』（現代企画室、1988年）に掲載され、裁判でのやり取りを確認することができる。更科氏は裁判の途中で死去したため、かわりに、北海道史研究の第一人者であり、『アイヌ民族誌』の編集にも関わった高倉新一郎氏が裁判に出ることとなった。そこからは、高倉氏が、かつてアイヌ民族に対してどのような姿勢で研究に臨んでいたかが垣間見える。

高倉氏は答弁の中で、人種として、民族としてのアイヌはなくなってしまったという認識で、『アイヌ民族誌』の論文を執筆したことを認めている。また、アイヌ集落に和人の風習が広まり、それまでのアイヌ伝統様式の生活が見られなくなってきた結果、風俗習慣は改まり、「悪い風習」は無くなり、それはアイヌ民族にとって結果的に良かったと書かれた文章も、実際にそのように信じていたと認めている。しかし高倉氏は、アイヌ民族を侮辱したり侮蔑したりするつもりはなかった、とも述べている。

この裁判には証人として、アイヌ民族として初めて国会議員となった萱野茂氏が出廷しているが、和人研究者らがアイヌ集落に調査に来ると、しばらく滞在したのち、その体験を自らの研究成果として発表し、その研究者はそれで有名になっていくが、調査されたアイヌには何の見返りもなく、アイヌの資料も勝手に持って行かれたこと、もちろん、中には良心的な学者もいたが、和人はアイヌとちょっと酒を酌み交わしたくらいで「友達」に

なっただと思っているが、こちら側としてはそういう風には思えないこと、そして、自分たちはアイヌ文化は滅んだなどと思われるのは不満だと述べている。

アイヌ文化は滅んだという認識の研究者と、今でも受け継がれている、という当事者であるアイヌの人達の認識、両者の考えの違いがくっきりと表れ、また高倉氏の認識の様な、アイヌ民族に対する「無意識の差別」というものも表れた裁判であった。

生活格差と差別の実態調査

この訴訟は、1988年（昭和63）に決着がつき、被告側が全面的に謝罪して和解が成立し、アイヌ民族の復権運動に大きな一石を投じた。しかし、未だに日本においてアイヌ民族に関する問題が解消されたとはいえない。北海道環境生活部総務課アイヌ施策推進グループが発行している『アイヌ民族を理解するために』（1990年発行、2010年改定）という小冊子には、2006年（平成18）のアイヌ生活実態調査の結果が載せてあり（北海道は1972、1979、1986、1993、1999、2006年と6回にわたり、アイヌ民族の生活実態調査を行っている）、和人との生活格差や、差別を受け続けているという調査結果が示されている。しかも実際にはこの調査結果に表れたデータ以上にそうした問題はあられると思われる。

近代以降、アイヌ民族はより様々な制約を課され、和人との同化が「目指すべきもの」とされた。和人側は、それを「アイヌ民族のため」という認識でおこなっており、1899年（明治32）には「北海道旧土人保護法」が制定され、それまで狩猟を主としたアイヌ民族の生活を、農耕を主としたものに変えようとした。アイヌ語も、伝統的な刺青なども禁止され、アイヌは和人に保護されるべき存在とされ、アイヌのアイデンティティや、文化は失われつつあった。それを何とか食い止めようと、1946年（昭和21）、北海道アイヌ協会（1961年からは北海道ウタリ協会となり、2009年に再び改称）が設立された。

北海道アイヌ協会のホームページには、これまでのアイヌ民族運動に関する軌跡が載せられている。その流れを大まかに見てみると、1946年に北海道アイヌ協会が静内で設立されて以来、復権運動がすすめられ、1992年（平成4）12月の国際先住民年開幕式では国連本部で野村義一理事長が演説を行い、1997年（平成9）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が公布、施行され、同時に「北海道旧土人保護法」は廃止された。

そして2008年（平成20）には、衆参両議院において、アイヌ民族を日本の先住民族とすることが認められた。それまで政府はアイヌ民族を先住民族とは認めていなかったことから、大きな動きであったといえるであろう。

しかし、前述したように、生活格差や差別というものを感じている人たちがいるのは事

実であり、まだそれらの解消には至っていない。

世界の少数民族問題

このような少数民族に対する問題は、世界的にも各地で見られ、マイノリティとマジョリティの共生というのは、大きな、そして難しい問題であると言える。例を挙げればニュージーランドのマオリや、オーストラリアにおけるアボリジニなどは、日本でも有名である。特にアボリジニに関しては、日本と同じように、長い間「先住民」ではなく、野蛮な「土人」とみなされ、土地は強制的に占有され、生活の基盤も失い、文化も否定された歴史を持つ。そして彼らをどのように「同化」していくか、様々な方法が考えられた。アボリジニ社会の急激な変化は、それまでの生活を混乱させ、結果白人に依存的な生活が続けられた。

国際的な先住民をめぐる状況と連動して、文化的独自性についての理解は、現在では以前と比べ格段に進んだという。アボリジニの中でも、高等教育を受ける必要を感じ、教育を受ける者も増えてきて、選択肢も増えた。しかし、それはあくまでマジョリティの論理の中での話であり、その選択肢も外部主流社会の論理の中にある。アボリジニは、「ファーストピープル」（先住民の意）となることで、大きな流れに絡めとられているという側面も見逃してはいけない、と窪田幸子氏は述べている（窪田、2005）。これは重要な視点であろう。しかしその解消に向けて、何をすれば良いのか、どのようにお互いが「共生」していくのか、ここから一歩先に進むための課題は未だ山積している。

日本における多文化共生社会

2010年4月、白老町のアイヌ民族博物館学芸員であった北原次郎太氏がアイヌ民族として初めて、北海道大学アイヌ・先住民研究センターのスタッフ（准教授）となり、北大においては、故知里真志保文学部教授以来二人目のアイヌ民族出身の教員となった。北原氏は、北海道新聞のインタビューで、大学という場で、伝統的なアイヌの文化と共に、今を生きるアイヌ民族を理解してほしい、学生達が多文化社会で「共生」していく、一つのトレーニングにしたい、として、次のように述べている。

「強調したいのは、われわれの先祖はある時期までは自分の意志で外部からどんどん文化を取り入れて暮らしを変えてきたんであって、相手は清朝（中国）もあったし、ロシアもあった。他の先住民もあった。それを知る知らないで意識が全然違ってくると思うんです」（『北海道新聞』2010年5月1日）

この部分は特に重要であると考えられる。アイヌ民族は、主体性を持って自ら積極的にその

生活を変えてきたのであり、それは現在でも変わりなく、今の生活スタイルに合わせてアイヌ民族は生きているのである。

しかし、北原氏が自身の体験として、「あなたはアイヌ人ですね。アツシ（樹皮衣）はどうしましたか」と、伝統文化と現代の暮らしを混同した質問をされたと話すように、「アイヌ民族」と聞くと、大抵「今」ではなく、「かつて」の彼らの暮らしを思い浮かべる人は、実際多いのではないかと思われる。一般学校教育で習う北海道史の中でも、アイヌ民族というと、まず紹介されるのは伝統的な狩猟の生活であり、いま現在、時間を共にしているアイヌ民族のイメージを持つことを難しくさせているのではないか。

今を生きるアイヌ民族への理解を深めて欲しい、それは前述のチカップ美恵子さんの強い意志と重なって見える。アイヌ民族とは、過去の民族ではなく、現在われわれと共に生きている人間なのである。だからこそ、チカップさんは、アイヌ民族が「滅びゆく民族」として扱われたことに激しい怒りを覚えたのであろう。

現在、アイヌアートプロジェクトやアイヌレブルズ（2009年に残念ながら解散してしまっただが）など、アイヌ文化の発信を積極的に行う活動が注目を集めている。そしてまた、この札幌大学文化学部でも「ウレシパ・プロジェクト」が始動し、アイヌ子弟を迎え、未来のアイヌ文化の担い手を育てていこうという取り組みがなされている。民族のアイデンティティの基盤を支えるのは、文化の力がやはり大きい。若い世代に文化が継承されていけば、それはやがてアイヌ民族全体の誇りへと繋がっていくだろう。これらの運動が、ずっと続いてほしいと願うばかりである。

お互いの存在、文化、伝統を尊重しつつ、同じ社会で生きていく。口で言うのはとても簡単だが、その実現は簡単ではない。今に至る動きの中で、アイヌ民族に対する和人の意識は、以前にくらべ少しずつ変わってきてはいるのだろう。しかし、前述の北海道の調査結果からも、まだ差別を受けていると感じている人は実際にいる。世界的に見ても手探りの多文化、多民族共生社会を実現し、差別が解消され、お互いが「気持ちよい、生きやすい状態」になるために、これからも、更に考えつづけていく必要がある。

〈参考文献〉

チカップ美恵子『風のめぐみーアイヌ民族の文化と人権』御茶の水書房、1991年

『アイヌ文様刺繍のこころ』岩波書店、1994年

現代企画室編集部編『アイヌ肖像権裁判・全記録』現代企画室、1988年

綾部恒雄監修『講座 世界の先住民族ーファースト・ピープルズの現在ーオセアニア』明石書店、2005年

煎本孝・山岸俊男編『現代文化人類学の課題：北方研究からみる』世界思想社，2007年
『北海道新聞』2010年5月1日記事

4月 北海道庁，支庁制度を「廃止」

藤巻 秀夫

今年（2010年）4月1日に，紆余曲折を経て「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」が施行された。これにより，1872（明治5）年に北海道開拓使の出先機関として5つの「支庁」が設置（札幌に開拓使本庁が，函館，根室，宗谷，浦河および樺太に支庁設置）されて以来続いてきた「支庁」の名称が消滅した。このことは北海道の行政組織に関する大きな構造改革を意味すると同時に，これからの北海道の地域内分権のありかたにも多大な影響を与えることが予想される。本評論では，その内容，意味するところ，そして今後の課題について論評する*。

1 支庁制度はどのように変わったのか

（1）9つの「総合振興局」と5つの「振興局」に再編

支庁は，地方自治法155条に基づき，都道府県の事務を分掌させるための地域行政機関であり北海道に特有な仕組みである（他の都府県では，地方事務所が置かれている）。これまで北海道においては，14の支庁が設置されていたが，これを廃止して，9つの「総合振興局」と5つの「振興局」に再編するというものである。

いずれも北海道庁の総合出先機関という点では両者は法的に同格である。しかし，条例により一部の総合振興局は振興局の所管区域にかかる広域的事務を所掌できることになっている（3条1項¹⁾）。また総合振興局と振興局とでは内部の組織編成が異なり，総合振興局は「地域振興」，「道民生活」，「産業振興」，「社会資本」の4部体制であるのに対して，振興局は，原則として社会資本部門を除く3部体制となる（ただし，留萌振興局は4部体制となっている）。

（2）その他の変更点

①道の出先機関の（総合）振興局への統合

これまで土木現業所，保健福祉事務所，森づくりセンターは支庁の出先機関という位置づけであったが，これを各総合振興局および振興局の内部組織に変更した。総合振興局の総合出先機関としての実質を高めようとするのがねらいである。